

## 日本人監督（主教）自治管轄教区の形成（三）

— 日本聖公会東京教区監督・大阪教区監督の誕生 —

大江 満

はじめに

日本聖公会の日本人監督教区設立に向けて必要とされていたのは、地理上隣接する自給六教会が、監督資金一年分の予納を保証することであった（一九〇八（明治四一）年第九総会の「日本聖公会監督教区制定案」決議）。

本稿では、教区設置の可能性のあつた英米ミッション管轄の地方部に所属する自給教会の協調関係を確認すること、日本人監督の自治教区成立を遅延させた英米ミッションの対立構造を照射するとともに、諸地方部間の監督資金額を比較することにより、英米ミッション系地方部の日本人教区実現への意欲度を検証する。

一九二三（大正一二）年の日本聖公会第一四総会は、全世界の聖公会史上、最初の現地人自治監督教区の成立となる東京教区と大阪教区の設置を認可したが、本稿はこの二教区形成への道程を考証することにより、第一次世界大戦終了にともなう戦後の「新時代」における時局認識や不穏な国際情勢への危機感を背景とした日本のナシヨナリズムとの関連を示唆するものである。

以下の本文では、現在の「主教」(bishop) という呼称を、当時呼称されていた「監督」(bishop) と表記する。現在の「司祭」は、当時「長老」と呼称されており、引用史料では「長老」と表記するが、本文では長老教会の「長老」との混同を避けるため、「司祭」と表記する。

## 一章 地方部と新教区の併存

### 一 各個教会の自給度

教会の自給に就き日本聖公会に与ふる教書

我等日本聖公会の監督は日本の聖職を有する諸教会が今後長くも七ヶ年以内に於て自給すべきものとの意見を有す、故に此目的を達せんが為め殊更に力を尽さんことを日本聖公会の全会衆に望む

右は本年二月十三十四兩日神戸に開きたる監督會議に於いて一致可決したるものなり

救主紀元千九百一年二月

北部東京教区監督	ジョン、マッキム
南部東京教区監督	ウイリヤム、オードレー
九州 教区監督	エチ、エビントン
北海道 教区監督	ピ、ケ、フワイソン
大阪 教区監督	ヒユ、ゼ、フラス
京都 教区監督	エス、シ、パトリッツ

一九〇一（明治三四）年二月、日本聖公会の外国人諸監督は、日本人聖職を持つ諸教会が時限を定めて自給に尽力するようにうながす右記の教書を全信徒に發した。<sup>(1)</sup> 自給達成を「七年以内」としたのは、一九〇七

（明治四〇）年の日本聖公会組織成立二〇周年をみすえてのことである。そして翌一九〇二（明治三五）年の日本聖公会第七總會が日本聖公会監督資金局（中央）を設置したことで、日本人監督およびその自治教区に向けての歩みは始まったかのようにみえた。しかし、中央としての全体教会と各地方部積み立ての監督資金の関係が一九〇五（明治三八）年の第八總會まで不明瞭だったことに加え、日本人監督が管轄権を持つ教区制定法案を可決したのが一九〇八（明治四一）年の第九總會というように、日本人監督教区実現の条件と自給教会との関係が定まらないまま、一九〇七年の組織成立二〇周年は経過してしまった。このことは、七年以内と要望された諸教会の自給意欲に少なからず影響を与えたことであろう。

組織成立二〇周年に当たる一九〇七年六月四日開会の第八回北東京地方会の議長演説で、北東京地方部監督ジョン・マキムは同地方部に自給教会がまだ存在しないと明言した。日本聖公会諸教会の自給度は外国人諸監督が教書で望んだようには進まなかったのである。マキムの自給教会の定義は完全自給であるが、一九〇七年の時点では、九月一日から牧師俸給と借家料を支払う計画があるという浅草聖約翰教会の自給途上を報告するにとどまり、<sup>(2)</sup> 九年後の一九一六（大正五）年の北東京地方会でも、東京三一大聖堂が三月六日から牧師と伝道師の俸

給を全額支払っていると報告されるにとどまっていた。<sup>3)</sup>一九一四(大正三)年に大阪聖ヨハネ教会で結成された「日本聖公会自給同盟会」に加盟した教会が、自給教会が九個、賛助(半自給)教会が数個<sup>4)</sup>というように、日本聖公会全体でも自給速度は鈍かった。

それでも、関東地方に比べると関西での自給率は進んでいた。一九〇八年四月の第九総会は大阪川口基督教会で開催されたこともあるが、「大阪の各教会が皆活気を帯び、一致的運動に巧み」で「今回総会を利用して大に伝道的運動をなし」ていると『基督教週報』誌上で東京の聖職議員に言わせる熱気をみせ<sup>5)</sup>、この第九総会が法規上の「日本監督教区制定」問題を決着させたこともあり、「如今の形勢にては或は大阪は先登第一の栄冠を戴くべきか」<sup>6)</sup>とも報じられている。実際、一九一一年(明治四四)年九月、京都臨時地方会が辞任したパトリック監督の後任問題のため開催されるが、このとき大阪・京都の英米ミッション系二地方部内の六自給教会が連合すれば、日本人監督を擁した新教区設立の可能性があることが指摘されていた。その五年後の一九一六年一二月の『基督教週報』でも、東京の日本人聖職が「惟ふに早晚一地方部に一人の邦人監督が任命せらるることであるが、東京より先に大阪に邦人監督が任命せらるるかも知れない」と言及している。<sup>7)</sup> 実際、英国ミッション系の

大阪地方部では、同地方部所属の大阪聖三一教会と大阪救主教会の二教会が「自給」と、すでに一九〇一(明治三四)年度統計の「牧会資金局」報告に記され<sup>8)</sup>、米国ミッション系の京都地方部所属でも、教会自給調査委員の一九〇二年度統計によると、高田キリスト教会(奈良県)、大阪川口キリスト教会、大阪約翰教会の三教会が自給進歩として記されて「その他二、三の教会が今や其準備中に在る」と報告されていた<sup>9)</sup>。この二地方部による大阪市内を中心とする自給度が順調に加速すれば、一九〇八年の第九総会で可決された「日本人監督教区」制定の前提条件である、地理上隣接した自給六教会の実現は、時間の問題であるかのように思われたのである。

ところが、京都地方部の一九〇一年の第五地方会は、「大阪市三教会独立の日に至り、全市を大阪地方部に移す可」との監督の方針に關し<sup>10)</sup>て、常置委員会が「我等日本監督を有し、其教区制定の日に至る迄、大阪市を大阪地方部に移さざる」との見解を表明し、「米国伝道会社に於いても大に同市の伝道を拡張させられん事を希望す」との意見書の提出を報告していた<sup>11)</sup>。つまり、米国ミッション系の京都地方部に属する大阪市内の三教会の自給独立の際、英国ミッション系の大阪地方部にその自給三教会を移管することを、米国ミッション系の京都地方部は拒んでいたのである。「日本人監督教区制定」案の

総会可決の七年前という教区制定の条件が不明確な時点で、地方部の権益にとつて損失となりかねないような自給教会の放出は困難であつたであらう。ただ、「七年以内」の自給達成を諸教会に要望した日本聖公会外国人諸監督教書の発行も一九〇一年であることを想起すると、同年に開催された第五京都地方会での報告は、隣接する英米二ミツション系地方部内で混在する同じ伝道区(地域)の自給教会による「日本監督教区」の制定というよりも、英米ミツション系いずれかの単独地方部内の自給教会による「日本監督教区」の制定を、優先して想定していたことが暗示されている。日本聖公会第七總會から第九總會にかけて六年越しで可決された「日本監督教区制定案」に、「地理上相隣接セル教会中」と明記されたのはこうした事情が考慮されたからである。それでも、「日本監督教区制定案」を可決した第九總會(一九〇八年)後も、京都地方部監督バートリツジの辞任に鑑み、その後任に日本人監督の任命や日本監督教区制定の可能性が探られたが、京都地方部内の自給教会に「大阪神戸辺に在る大阪地方部内の自給教会も参加し」一教区を新設することに關しては、「大阪地方の人士の氣が進まぬ」<sup>(11)</sup>こともあつて、大阪・京都の英米二地方部内の自給教会は期待されていたような協力や結束はできなかった。たしかに、聖公会諸教会の自給速度は、日本基督教会や日本

組合基督教会などの他派に比べるとかなり遅れてはいない<sup>(12)</sup>。けれども、英米ミツションの地方部権益の保持という対立構造が、もし同系日本人信徒にそれほど浸透していなければ、大阪市内を中心とする自給教会による日本人監督自治教区は、実際よりもかなり早い時期に実現する可能性はあつたのである。

## 二 地方部積み立ての監督資金額

### — 米英ミツション比較 —

一九〇二(明治三五)年に日本聖公会第七總會が監督資金局を設置して以来、東京と大阪に日本人監督教区が誕生する一九二三(大正一二)年の第一四總會までの、各地方部の監督資金の集積推移を、七つの總會報告と地方部の監督資金支部会計報告から概観してみよう。

### 地方部の監督資金

当初各地方部は、地方部で積み立ててきた監督資金を、新設された中央の監督資金局に寄付することに抵抗感を抱いていた。日本聖公会第八總會前年の一九〇四年四月の第六北東京地方会は、北東京地方部が積み立ててきた監督資金を中央の監督資金局に寄付する議案を否決し<sup>(13)</sup>、一九〇五(明治三八)年の第八總會でも、北東京

地方部（五〇〇円）、大阪地方部（四一七円）、九州地方部（九〇円）は、各々集積した監督資金を中央へ寄付していないと監督資金局会計によって報告されている<sup>14)</sup>。

これに対し、京都地方部は日本聖公会第七総会が監督資金局を中央に設置した前年の一九〇一年の第五京都地方会で、第一二号議案「日本聖公会監督俸給の積立は従来実行し来りたるが更に各教会の注意を惹大ひに奨励せん」と確定し、「本決議に基づき現保管者たる監督ウイリアムス氏に、明治三四年四月の現在積立高を報告し尚は各教会が一層奮て、寄付する事が希望せらるる」として、三菱合資会社預金の七六六円三三銭が報告され、第七総会翌年の一九〇三（明治三六）年第六京都地方会では、中央への監督資金納入を否決した北東京地方部とは対照的に、京都「地方監督資金を日本聖公会監督資金局に寄付する事」という第二号議案を可決確定していた<sup>16)</sup>。

その後、一九〇八（明治四一）年の日本聖公会第九総会直後の同年五月の監督資金局委員会で、日本聖公会監督資金局（本局）が各地方部に支部委員を設け、彼らを中央の監督資金局のために活動させることを準備会規則のなかに明記したことで、結局、中央の監督資金局との関与に消極的だった地方部も、監督資金局（支部）委員を地方部内に設置していくことになり、全地方部が従来

の地方部積み立ての監督資金を中央に納金することになった。

ここで、監督資金局支部（地方部）の集金例として、一九〇六（明治三九）年の第八京都定期地方会から一九二二年の第一七京都定期地方会までの監督資金局京都支部会計報告（表1）をみてみよう。日本聖公会組織成立二〇周年記念（一九〇七年）前後にあたる一九〇七年三月終了の収入年額二六七円四二銭三厘（東京本部会計への送金額二六三円六八銭三厘）と、一九〇八年三月終了の収入年額六四九円五五銭（差引残金六四七円五〇銭）が群を抜いて多額であるのと、一九一二年三月の一七円一銭が僅少額である以外は、収入年額平均として、一九〇九年三月終了の収入年額九六円二九銭七厘や、一九一三年三月までの収入年額一四一円六九銭二厘（東京本部会計への送金額一〇四円二銭五厘）にみられるように、第一次世界大戦中も含めほぼ五〇円強になっている。

つづいて、寄金額の変遷を地方部間で比較してみよう（表2）。日本聖公会第一三総会（一九二〇年）までは京都地方部が終始他をリードしている。東京と大阪に日本人監督教区設置を決議した第一四総会（一九二三年）でも、同総会で最多通算額を寄付することになった南東京地方部とほぼ同額である。その京都地方部の監督資金局

支部会計の収入年額が五〇円程であるとすれば、他の地方部の監督資金局への寄附金も推して測ることができよう。

拙論「日本人監督（主教）自治管轄教区区の形成（二）」（『立教学院史研究』八号、立教学院史資料センター、二〇一一年）で既述したように、各地方部は、毎年、地方会経費か総会経費、日本聖公会伝道局経費、日本聖公会教務局（院）経費等の負担金を各受聖餐者数に応じて割り当てられていた。これは地方部所属の各個教会・講義所の負担額にはかならない。このように、地方部内のほとんどが自給途上であった教会・講義所が、教会維持費や牧師俸給など自らの教会自給という目標以外に、地方部や中央への出費を求められるなか、任意の寄附金として監督資金局へ多大な額を期待できるはずはなかった。

しかも、一九〇八年五月の監督資金局委員会で、中央の監督資金局からの新設一教区への補助額は、資金利子の三分の一という低額に定められ、同年の日本聖公会第九総会では、監督俸給の新教区負担が二分の一から三分の一へと減額設定されたものの、監督資金局との協議と合意で決まるという監督俸給の新教区負担も三分の一以上（半分や三分の二）になる可能性もあった。さらに、第九総会前の起草案にあった三ヵ月分の監督資金の

予納が総会で一年分の予納へと増額された新教区の負担額を、各地方部内の自給教会が、中央とは別個独自に集積しなくてはならない財政事情では、多額の補助額を期待できない中央の監督資金局への地方部からの寄附には自ずと限度があったのである。

#### 監督資金額の地方部間比較

ところで、比較的安定した寄附金額を中央の監督資金局に提供し続けていた京都地方部と同じ米国聖公会系ミッションの北東京地方部も、第一二総会（一九一七年）までは京都地方部に次ぐ寄附額をみせていた。寄附開始以来第一総会（一九一四年）までの過去一〇年間の寄附金額は、日露戦争後から第一次世界大戦前の時期に当たるが、京都・北東京という米国聖公会系ミッションの二地方部の四・四七八円八〇銭五厘が、南東京・大阪・九州・北海道という英国教会系ミッションの四地方部の四・四一二円一六円六厘を上回っており、米国系ミッション地方部の日本人監督への意欲が数字として顕れている。

第一次世界大戦中（一九一四〜一九一七年）の監督資金局への寄附金額の変動を、一九一四年の日本聖公会第一総会から一九一九年の第一三総会までの六年間の推移から見ると、北海道地方部は六円六九銭（年額平均約一円一

錢)、北東京地方部は一八八円六七錢(年額平均約三一円四四錢)、南東京地方部は六七一元九二錢(年額平均一・一二円)、大阪地方部は三〇〇円八四錢(年額平均約五〇円一四錢)、京都地方部は二九七円六五錢(年額平均約四九円六〇錢)、九州地方部は六六円七三錢(年額平均約一・一円一二錢)というように、各地方部ともおおむね停滞している。ただ、北海道地方部が激減、九州地方部も低迷、北東京地方部は不振気味、大阪地方部と京都地方部は平均なみの額を維持しているなかで、南東京地方部のみが突出してそれ以前よりもかなり多額の寄附金を提供したことは目を引く。とくに、第一次世界大戦終了にともなうヴェルサイユ会議での講和(一九一九年六月)後の第一三総会(一九二〇年)では、南東京地方部が他を圧倒する五一・一円五〇錢を一挙に納金したことで、最多額を納金してきた京都地方部に迫り、第一四総会(一九二三年)ではその京都地方部を抜いて最多額納付地方部となっている。

概観すると、一九二〇(大正九)年の日本聖公会第一三総会から三年後の第一四総会までの各地方部の寄附金額は、いずれもほぼそれまでの平均以上の額を示している。これは、戦後に頻繁に唱えられた「新時代」の感覚とともに、他派でも盛んだった倍加運動との相乗効果にくわえ、一九一七(大正六)年の日本聖公会組織成立

三〇周年記念伝道や、一九一九(大正八)年の宣教開始六〇周年特別記念伝道などが積極的に展開され、教派としての意識高揚を提供する契機が存在したことなどが挙げられよう。

一九二〇年の第一三総会に従来平均の三倍以上の多額を納金した南東京地方部を除けば、一九〇二(明治三五)年から一九二二(大正一一)年までの二一一年間は、総じて京都や北東京という都市基盤の米國ミッシオン系地方部の監督資金が、大阪や南東京という都市基盤の英國ミッシオン系地方部のそれよりも多額を納め、米國ミッシオン系日本人信徒たちの独立志向が強い傾向を示していた。これに呼応するかのようには、一九二三年に成立した東京・大阪教区の日本人監督には、いずれも米國ミッシオン系の聖職が選出されたのである。

### 三 英米ミッシオン対立構造と日本人自治教区の難産

#### 英米ミッシオン管轄地方部の権益

大阪がもし英米宣教師の二管轄区に分立していなければ、大阪地方部と京都地方部という英米二ミッシオンの管轄にまたがって自給教会が存在していた大阪では、先に述べたように、早期の日本人監督区実現の可能性はかなり高かった。これを妨げた第一の要因は、現行地方部

という監督管轄区の權益護持に固執する外国ミッシヨンの対立構造である。

米国聖公会宣教師T・S・テイングは、一九〇二(明治三五)年の日本聖公会第七総会後に書いた本国宛報告書のなかで、東京と大阪の両都市を英米で二分する変則の監督管轄権問題は、日本聖公会によって幾多の変更努力がなされてきたが、まだ本質的に解決していないと言及している<sup>(17)</sup>。その後もこの問題に関しては、一九一(明治四四)年の日本聖公会第一〇総会で「東京市及大阪市ニ接続セル郡八市内に進ジ地方部ノ区域ヲ設ケズ」との決議第四号をみるにとどまっていた<sup>(18)</sup>。このため、北東京地方部の日本人聖職の元田作之進は、一九一八(大正七)年八月二三日の『基督教週報』巻頭で、東京・大阪の「二地方混合の情態はミッシヨンが残した罪である。ミッシヨンをして自ら之を救済せしむるより外はないのである」と断じている<sup>(19)</sup>。これらは米国ミッシヨン系の聖職の発言である。日本人監督教区の障害となつている同一都市の英米分立という変則管轄には、日本人側からだけでなく、米国側でも不満がくすぶり続けていた。これに対し、不法な東京進出の経緯(拙論「宗教的植民地化の断章―在日英米聖公会主教管轄権問題―」『立教学院史研究』六号、立教学院史資料センター、二〇〇九年)があるためか、この問題に関する英

国ミッシヨン系の聖職信徒の発言はほとんどない。

一九一一年の日本聖公会第一〇総会は、過去二〇余年間カナダ聖公会が経済支援し、カナダ人聖職が伝道してきた南東京地方部の新潟・長野・愛知・岐阜の四県を、英国人監督の管轄から分割し、新たにカナダ聖公会伝道監督の管轄権にもとづく地方部とすることを議決し、日本聖公会の外国人諸監督の招請状によってカナダ人監督の派遣を求めた<sup>(20)</sup>。三年後の日本聖公会第一一総会で中部地方部と命名されたこの新地方部<sup>(21)</sup>の設立は、総会経費の膨張にもなう負担増加が懸念されたことに加え、南東京地方部からの分割であるため、元英国ミッシヨン系の聖職信徒の日本聖公会総会派遣の議員数が増加することになり、日本聖公会において英国ミッシヨン側が従来よりも優勢になるといふ事情があつた<sup>(22)</sup>。このため、第一回中部地方会が開会された一九一三(大正二)年四月には、米国ミッシヨン系の北東京地方部でも第一二回地方会が開かれて、北東京地方部を分割し、東北六県を独立させ、伝道監督一名の派遣を米国聖公会に求めて、新地方部の設置を総会の承認要請するという第三号議案が討議されたが、結局このときは七名の委員付託となつた第一二号議案に変更されて、東北六県を北東京地方部内の一伝道区とする案が可決確定するにとどまった<sup>(23)</sup>。その後、日本聖公会第一一総会から一年後の

一九一五（大正四）年四月開会の北東京地方会は、東北六県を北東京地方部から分割して一地方部を設置することを日本聖公会第一二総会に提出すると決議する<sup>(24)</sup>が、一九一七（大正六）年の日本聖公会第一二総会はこれを「教務院総会ノ審査ニ付託」する<sup>(25)</sup>という決議第二号によって、三年後の次回総会まで延期させたため、東北六県による地方部新設は、一九二〇（大正九）年の日本聖公会第一三総会決議一四号においてようやく承認されることになった<sup>(26)</sup>。いづれにせよ、南東京地方部から中部地方部が分割独立し、北東京地方部から東北地方部が分割されたことの背景には、日本聖公会総会派遣の議員増加にともなう多数の議席確保の意図があったことは否定できず、ここにも英米ニミッション権益保持に基づく対立構造の一端が示されている。

### 日本人聖職信徒の自給による自治の内実

一九一八（大正七）年の『基督教週報』の巻頭で、「或る宣教師が前総会の時に七人の外国人監督が一段高き座席を占めて居るのを見て、其間一人の日本人監督なきは遺憾であると吾人に私語した事があるが、外国宣教師に於てすら斯の如き感がありとすれば、日本人に於ては尚更である」と元田作之進が述べた<sup>(27)</sup>ように、日本人信徒にとって管轄権教区を持つ日本人監督の誕生は悲願

でもあった。こうした日本人信徒の感情を考慮してか、カナダ聖公会は中部地方部の独立にともなう新地方部監督の按手に関して、カナダ人聖職が「皆様はカナダの教会当局が日本人を初代監督に任命するのをお望みですか」と総会で質問したように、日本人監督の按手条件として日本の教会の自給にこだわらなかった。「また、そうであるのなら自分たちカナダ人は喜んでその日本人監督の下で働きたい」とまで言って、カナダ人宣教師が日本人監督の管轄下に置かれることを承認していたのである。しかし、カナダ聖公会のこの好意ある申し出に対して、ある日本人信徒は総会議員の感情を代弁し、自給による日本人監督区の設立を望むとの理由で謝絶、全員がこれに同意している<sup>(28)</sup>。こうした日本人の自給自治志向は、英米聖公会が日本人監督の按手条件としていたことでもあり、自他ともに譲れない路線であった。一九〇七年の米国聖公会監督会による日本人監督の主な聖別同意条件には、一定した別の地方に管轄教区を設置し、本国と在日の英米諸監督の同意を得て、日本聖公会が日本人監督の俸給を保障し支出することとある<sup>(29)</sup>が、こうした条件はランベス会議での英米母教会の権威との協議を経て、一九一一年の日本聖公会第一〇総会で報告されていた<sup>(30)</sup>。中部地方部の新設可決にともないカナダ聖公会に伝道監督の派遣を要請したのがこの日本聖公会第一〇総

会であり、このとき自給によらない自治教区の監督として、カナダ聖公会から日本人を任命してもらったことは、日本人としてはできる注文ではなかったのである。

一九一七（大正六）年の日本聖公会第一二総会では「日本聖公会法規の誓約を撤回したる宣教師ありという、委員を挙げてその事実を審査せしむべし」との日本人議員による緊急動議に対し、「某宣教師が誓約を撤回したるは事実なり。主教はすでに代わりの長老を任命したり」と法規委員から回答された<sup>(3)</sup>。このように、日本聖公会の法規にも同意できない外国人宣教師が存在していたことから感じられるのは、日本人監督の管轄下で英米宣教師が働くことへの潜在的なためらいである。これは、日本人監督の聖別条件として自給に固執せず、日本人管轄権下で働く意志を表明したカナダ人聖職の潔い発言と比べると対照的な動向である。英米聖公会が日本人監督の聖別条件に自給を要求するのは、在日ミッシヨンの権益保持とともに、任地の外国人実働者による日本人に対する複雑な優越感情も作用していたとも推量される。

それでも、日本聖公会第九総会の日本監督教区制定案では、新教区内の教育・医療機関は引き続きミッシヨン経営となり、教区内の未自給教会へもミッシヨンの補助金が継続支給されると理解されていて、完全自給とはな

らないことは判明していた。日本聖公会が英米ミッシヨンからの経済支援を全く断たない限り、在日宣教師の使命は消滅しない構造になっていたのである。さらに、日本人監督教区が設立されても、それはこれまでの地方部からの一地域が分割されるだけで、新設教区に吸収される一地域が削られた従来の地方部は、英米ミッシヨンの管轄区としてそのまま残存する仕組みであり、新教区と現行地方部は日本聖公会に併存することになっていた。したがって、日本人信徒がいくら自給と自治を運動させても、それは完全な自給自治ではなく、限定された内実だったのである。

## 第二章 日本人監督（主教）教区の成立過程

### 一 国際外交の危機認識と教会の独立問題

#### 時局認識との関連

数奇なことに、日英同盟は、日本聖公会監督資金局が設置された一九〇二年（日本聖公会第七総会）に締結され、日本人監督を擁した東京教区と大阪教区の成立決議をした一九二三年（日本聖公会第一四総会）に解消している。日本が英国と同盟関係にあったこの二二年間は、日本聖公会は自給にもとづく日本人自治監督教区を成立

させることができなかつたのである。

米国聖公会系の地方部積み立ての監督資金額が英国系よりも多額であつたことから、ある程度うかがえるように、米国ミッシヨン系の日本人信徒の旺盛な独立志向と、英国ミッシヨン系の日本人信徒の英国への依存傾向は対照的であつた。英国から米国が政治的に独立し、英国教会から米国聖公会が独立したように、米国ミッシヨン系日本人信徒は、日本聖公会による自主独立・自給自治を通して、日本の教化を射程に入れるという、米国というミッシヨン母体の教会ときわめて類似した直接的な路線を主張していた。これに対して、日英同盟という有利な国際関係を後ろ楯にして、英国政府ときわめて親密な英国教会が持つ日本政府への影響力を享受する英国ミッシヨン系日本人信徒は、その英国ミッシヨンへの強い依存を通して、日本の教化を射程にいれるという間接的な路線を歩んで来たともいえるのではないだろうか。日英同盟が締結されていた二一年間、米国ミッシヨン系日本人信徒に比べ、英国ミッシヨン系日本人信徒から日本人監督への強い要望が聞かれないのはこのことを暗示している。

そうした路線は日英同盟以前からも継続していた。英国と手を結んで倒幕の主力勢力となつた薩長両藩は、明治維新後も新政府首脳を担い、その外交は英国との関係

を中枢にして展開された。このため日本政府は英国との関係が深い在日英国ミッシヨンに対しては友好的な態度を示し、さまざまな便宜を与えている。

例えば、欧化主義隆盛時の一八八〇年代、女子教育による日本の文明化路線に共鳴した政・財・学界の日本人代表者が女学校を設立しようとしたとき、学界からは帝国大学総長渡辺基ら帝大教授陣、学習院長、東京音楽学校長、東京高等師範学校教授、第一高等中学校教官、文科大学長外山正一、また経済界からは洪沢栄一、岩崎弥太郎ら四名、政官界からは総理大臣伊藤博文、末松澄など四名がその創立委員となつている。そして、創立委員長の伊藤と外山は、彼らの女学校に篤信の教養深い英国人女性宣教師を教師として斡旋してほしいと、第二代在日英国人監督ビカステスと大執事A・C・シヨーに依頼してきたのである。これを快諾したビカステスは創立委員に加わることとなり、自由に学内伝道することを条件に一八八八年に東京女学館（現存）に七名の婦人教師を赴任させた<sup>20</sup>。これは在日監督（主教）管轄権に関する米国聖公会との協定に違反して進出した東京での英国ミッシヨンの単独事業であつた。

こうした日本政府の英国ミッシヨンへの厚遇とは対照的に、米国ミッシヨンは、在阪女子教育事業の照暗女学校を京都に移転するため、新女学校（現・平安女学院）

の校長に、米国在学中に聖公会司祭から受洗していた津田梅子を招いたところ、当時華族女学校教師であった彼女の教師辞任を宮内省が認可するとの条件で、津田はこの任命を受諾したものの、結局宮内省は彼女の辞表を認めなかった<sup>(33)</sup>。ところで、当時、津田梅子は東京麻布の自宅に近い英国ミッション（SPG）系の聖アンデレ教会に通い、在日英国教会関係者とは親交があった。このため、一八九八年に日本で、第二代南東京地方部監督ウィリアム・オードレー夫人が米国滞在中の彼女の英国留学を発案し、故ビカステス夫人が英国で有力者の協力を得て、滞英費は招待者が持つとして彼女を招待したところ、在英公使、在米臨時代理公使、文部大臣尾崎行雄、外務大臣大隈重信らによる頻繁な交信の結果、梅子の海外留学延長と滞英が認められたのである。それだけでなく、外務大臣は公金を支出、皇后まで援助している<sup>(34)</sup>。これは、日英同盟締結前という政治的背景を考慮しても、いかに在日英国ミッションが日本政府から厚遇されていたかを証左する事例であろう。

### 不穏な国際情勢への危機感

日本聖公会第一三総会（一九二〇年）への英国ミッション系南東京地方部の日本人信徒による寄附金が出たときは、第一次世界大戦後の国際政治情勢の変動に

よる日英同盟解消の途上という時期であった。国家と教会が密接な関係にある英国ミッション側に、従来の政治的・経済的依存をこれ以上期待できないとの不安感からの反動があったためであろう。

また、東アジア進出外交を展開する米国が、一九一五（大正四）年の日本の対華二十一カ条要求を非難し、一九一八（大正七）年の日本のシベリア出兵に抗議し、一九一九（大正八）年のヴェルサイユ会議では山東問題で激突し、一九一九（大正九）年に新四国借款団をめぐって対立するなど、日米間の太平洋での軍拡競争の加速は、日米戦争の可能性すら論じられる危機的状況に瀕していた。

こうした日米対立と日英同盟の解消への反動として勃興した国家次元での独立気運を、日本人信徒も教会の独立運動と連動させ、東京と大阪の教区設立運動に点火していったと思われる。のちの一九四一（昭和一六）年の在日外国人宣教師の日本撤退が第二次世界大戦中の国家の強制措置によるものであったように、一九二三（大正一二）年の東京・大阪教区の設立気運も、第一次世界大戦後に国際的孤立の危機に立たされた日本で高揚するナショナリズムによる影響が大きいものであったことは看過できない。

## 二 第一次世界大戦下の記念伝道と戦後の自給運動 教派の特別記念伝道

第一次世界大戦中の一九一七（大正六）年五月に開催された日本聖公会第一二総会は、「本年ハ日本聖公会創立第三十年ニ相当スルヲ以テ全国ニ涉リ記念伝道ヲ挙行シ其実行方法ヲ伝道局ニ托スルコト」と決議した<sup>35)</sup>。このため日本聖公会教務院伝道局を本局として、各地方部に説教者を派遣する計画が実行された。その特別献金は募集予定額を上回り、全国規模で順調に組織成立三〇周年の記念伝道運動が展開された<sup>36)</sup>。

この時期、京都地方部では特別伝道を一九一六年五月～一九一七年八月の拡張伝道と、一九一七年九月～一九一八年一〇月の日本聖公会組織三〇年記念伝道とに分け、前者を地方部伝道委員が計画と経済負担し、後者は東京の教務院伝道局が実行した全国運動の一部として参加した。とくに後者に関して、京都地方部伝道委員は、講師派遣による成果を「到る所盛況を呈し好反響少からざりし」と報告している<sup>37)</sup>。

その二年後の一九一九（大正八）年の日本聖公会宣教開始六〇周年には、日本聖公会教務院が「宣教六十年特別伝道」を挙行すべきことを決議したため、同年五月の第一六京都地方会はその実行方法を「伝道委員に委託

し、欧州大戦講和後に於て直に挙行せしむる事」との第二号議案の修正動議を可決した<sup>38)</sup>。そこで、京都地方部伝道委員は、一九一九年度に宣教開始六〇年の記念伝道のために「広く当地方部内」から寄金を得て、京都、大阪、北東京の諸地方部から講師を招聘し、各教会で説教会を開いて「多大な好果を収め」、つづく一九二〇～一九二一年度は「倍加運動の勃興」により各地で説教会が催された<sup>39)</sup>。

### 戦後「新時代」の特別伝道と教会自給運動

一九一九年四月開会の第一五回北東京地方会でも、「宣教第六十年を記念の為め当地方部に於て今年特別の伝道運動を開催すること、其の方法は伝道共励会に一任する事」との第一号議案を可決していた。ところで、このとき同じく可決された第二号議案は次のような内容のものであった（括弧内引用者）。

- (二) 一 北東京地方部に属する諸教会は現在受聖餐者に基き左の年限内にて一日も早く自給完成を期すこと。

現在受聖餐者百名以上の教会

同	八十名以上	同十二（一九二二）	年限
同	六十名以上	十四（一九二五）	年限

同 四十名以上 十六（一九二七）年限  
同 二十名以上 十八（一九二九）年限  
同 二十名未満の教会は是に達したる時より  
超算し十年以内但し前記年限内に自給完  
成を期する為め教会は適宜牧会資金増額  
の方法を定むること<sup>(40)</sup>

こうして、北東京地方部の教会自給運動は、日本聖公会宣教六〇周年記念の特別伝道運動を契機に大きく前進しようとしていた。組織成立三〇周年、宣教開始六〇周年などの教派の特別記念伝道運動は、他教派の倍加運動などとの相乗効果を得て、教会の自給運動に拍車をかけていたのである。

一九一九年六月には、第一次世界大戦終了によるヴェルサイユ会議の講和が結ばれ、日本国民は戦勝国側の一員として「新時代」を感じる一方、戦後の新たな国際体制のなかで、日米対立の現実や日英同盟解消が予想されるなど、日本の国際的孤立を憂慮する錯綜した国民感情が、「国家主義」を安易に標榜する時局でもあった。そうしたなか、日本聖公会教務院は、「欧州大戦休戦となり講和の曙光を見たるの時社会に一大変化の来らんとする傾向を生ぜしを以て時局に対する日本聖公会の宣言を草し之を発表したり、同時に之を諸監督に謀りたるに諸監督は之に相応して別に聖職信徒に贈る教書を発せられ

たり<sup>(41)</sup>」として、教派の中央機関の役割を担うべく、同年五月の教務院「宣言」において、宣教開始六〇年、法憲法規制定から三二年という教派の節目と「今や戦後第一年二際シ、時代ノ危機己ニ足下ニ迫ルアリ」との時局認識にもとづき、「全世界ニ於ケル国家及民族ノ間ニ真成ナル向上進歩ノ新機運ヲ開展セシムル所以ニシテ、是レ実ニ神ノ使命トシテ、日本聖公会ガ我國民ニ対スル一大責務ナリト信ズル所ノ者也」と言及し<sup>(42)</sup>、教派記念と戦後第一年の「時代ノ危機」と「新機運」を関連づけた。

同年の復活節発行の日本聖公会外国人諸監督の教書<sup>(43)</sup>もこう言及している。「本年は戦後の第一年たるのみならず、恰も我公会の此国に宣教を始めし第六十年に相当するが故に、之を記念して以て内に外に奮励せんことは最も望ましき事なりとす」。「日本聖公会の建設に伴ふべき実際の要件は、教会の自給なり」、「自給教会の数未だ多からず」、「教会の自給は個々の教会の自給を第一歩とすれども、凡そ聖公会の組織は監督を中心とし、教区を本位として、其発展を期すべきものなれば、監督教区設置を以て、教会自給の目的の最も肝要なるものとなす。これ即ち邦人監督を立つるの問題にして、既に日本聖公会に於て、久しく叫ばれ未だ其実現を見ざるものなり。吾人は新時代に対する日本聖公会の自覚を表明する為に

も、邦人監督教区設置の速かに実現せん事を期すること、「教会の自給最後の目標は、日本聖公会其ものの自給にあり」。以上は、他の要素も含まれている長文の声明からの抜粋であるが、戦後の第一年と教派の記念運動、教会の自給と日本人監督教区設置と新時代とが、いずれも一つの文脈のなかで、そしてすべてが同じ教書のなかで言及されていることは、これらは関連したものであると解釈できらるであろう。

### 三 東京教区成立の道程

#### 東京市内特別運動と教区設置運動

教派記念伝道と戦後の新時代とを軸とするこうした気運は、一九二〇（大正九）年九月の東京市内特別運動をうながすことになった。この「特別運動の上に神の恩寵の豊かに加はらん為め」、同年一月には東京聖三一大大聖堂で連合礼拝が行われ、毎月各教会が順番に連合祈禱会を開き、その青年大会、婦人大会、少年大会なども間断なく開催され、信徒伝道団も組織され、伝道講習会も起こるなど活況を呈していたのである。

東京市内特別運動の当初の目的は、各教会相互の親睦を厚くすること、教務の拡張を図ること<sup>(44)</sup>であったが、一九二〇年九月に市内の聖職と信徒数名が会合した際に

「新教区邦人監督問題」が話題となり、この時は尚早説を唱えて反対したのもいたが、翌一九二一（大正一〇）年一月第二月曜日の夜、二二の教会代表者による会合で「邦人監督の準備をしよう」ということとなり、<sup>(45)</sup>同月の聖アンデレ教会の集會室で開かれた特別運動委員総会では、早くも東京教区設置のため資金五万円を向こう三カ年に募集するとの決議をしたのである。<sup>(46)</sup>一九二一年二月一〇日開会の第一五回南東京地方会では、北東京地方部聖職の特別運動委員長から東京市内特別運動の経過が報告されているが、「今更に同運動の非常に大きな計画であるのに驚きました。恐らく地方から来た人々などは或る種の不安を感じる程に驚いたらうと思ひます」との感想が出るほどであった。<sup>(47)</sup>そして、同年の大齋節に東京教区設置のための募金宣伝をしたところ、約三万五千円の予約を得たのである。

東京教区設置運動に連動した東京市内特別運動はその後も順調に展開し、一年後の一九二二（大正一一）年二月一日の日本聖公会創立記念日には第二回連合礼拝を行い、同月には教区調査会が新設され、教区問題は進展していった。<sup>(48)</sup>同年四月二六日開会の第一六回北東京地方会後の翌日に開催された「北東京地方部有志者懇談会」では、神田基督教会委員で東京特別運動委員の栗田昇が、特別運動と教区設置に関する経過説明を地方来会

者のために行い、「凡ては聖手にあつて、指導されしもの如く、意外に進捗して、過日開催の市内教会代表者会は、近く開かるる教務院総会に教区設置の申請をなすことに決したり」と報告した<sup>(49)</sup>。

### 新設「東京教区」の区域と編入予定の諸教会

ところで、新設教区の区域に関しては、「邦人監督に就て」と題して東京市内特別運動の初動を、一九二二年一月の『基督教週報』で言及していた北東京地方部聖職の皆川晃雄が、「群馬、栃木、茨城、埼玉、神奈川県は新教区に包含されたり可いと思ふ」と述べていた<sup>(50)</sup>。日本聖公会教務院長の元田作之進も、「教区新設に就て(二)」と題した一九二二年六月の『基督教週報』巻頭で、第一に発表された教区の区画案は、東京府、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、神奈川県、千葉県を包括する範囲で、人口総数五一八万一九四六名になるという大教区であると論及していた。しかし元田は、教区地域を定めるには、その地域内の人口を標準とすべきか、信徒数または教会数を標準とすべきかが問題で、欧米では教会数を基礎としているようであるが、日本では事情が異なり、たとえ教区を設置してもそれは「伝道的性質を帯びたものでなくてはならぬ」として、教区内に於ける少数の教会や信徒の世話だけでなく、区域内の未信徒を

「基督に導くことを忘れてはならぬ、外国人監督よりも邦人監督の有利なる点の一つは此処にあるのである」と述べ、「監督はお目付けでなく大牧者であると云ふ自覚を有すべきで」、「そうなれば五百万の事は一人の大牧者が引き受け兼ねる様に思はる」と大教区案に難色を示した。さらに「大教区を設置した場合には其内に多くの未自給教会があることを予想さるる、外国ミッシヨンは従来の通り其等の教会に対して財政上の維持を継続することとはありても、伝道事業を拡張することはしなしいと想像せらる、新設教区は自教区と自教会の維持に忙しくて伝道拡張に手が廻り兼ね、ミッシヨンは専ら教区以外の場合に力を尽して教区内の伝道を拡張せぬとなれば、全体の上から考へて伝道に一頓挫を来すことにはなるまいか、これ等は大に考究すべき価値ある問題である」と指摘していた<sup>(51)</sup>。

一年越しの東京教区設置運動の結果、一九二二年五月二四日、東京市内の自給八教会は教区設置申請書を教務院に提出することになった。この自給教会は、米国ミッシヨン系の北東京地方部から聖三一大聖堂、神田キリスト教会、浅草ヨハネ教会、聖愛教会、諸聖徒教会の五教会、英国ミッシヨン系の南東京地方部から聖アンデレ教会、パウロ教会、救主教会の三教会である<sup>(52)</sup>。

これを受けて、一九二二年六月一日、東京聖三一大聖

堂での聖餐式後に、諸監督、教務院長、各局長、理事、地方部常置委員（聖職信徒各一名）の三三名（欠席者六名）によって日本聖公会教務院総会が三一会館で開会された。東京と大阪から提出された教区設置申請の件に対して「教務院総会は喜んで東京及び大阪の教会よりの申請を受けて法規第一章第一條規定の設備を了したる上年度の総会に推薦すべきものとす」と満場一致で決議し、教区の名称及び区画は、「大東京」区画をもって東京教区とし、「大阪府を以て大阪教区とす但し隣接地の教会に関しては特別委員に託し次回教務院総会に報告せしむる事」とされた。また、新設教区とミッシヨンの関係については、「教区内の教育慈善等の事業は従来と同じくミッシヨンの経営に属し教区は無関係とす教区内のミッシヨン事業は教区の事業となす主旨を以て漸次補助金を減ずべきも必要の場合には積極的の働きをなすことを得ると信ず。但し自治教区の意義を侵害するの所なきやに就て考慮を要するものとす」と外国人諸監督は説明した。<sup>(53)</sup>

この日本聖公会教務院総会の決定により、東京と大阪の教区設置案が一九二三年の日本聖公会第一四総会に推薦されることとなった。東京教区の区画に関しては、もし教務院総会前の第一案として提示されていたような関東全域を網羅する大教区案を取れば、現行の北東京地方

部と南東京地方部という米英ミッシヨン管轄区域が消滅する可能性があっただけでなく、この大教区案では、教務院長の元田作之進が指摘したように、教区内にミッシヨン補助金を必要とする未自給教会を多数抱え、教区内の伝道事業への障害が懸念されるなどの現実問題もあつた。こうした事情をふまえ、新設の東京教区の区域は「大東京」という範囲になつたのである。

一九二二年四月二四日の官報の公告によると、大東京は東京駅を中心とする周囲一〇マイル半径に及び、東京市一五区と六郡八四町村を包括、東京市の約六倍の面積という範囲で、区域内の総人口は三三五万八一九〇名である。この区域内に存在して新教区に編入される教会と準教会は左記の二三教会である（当初は二六教会）<sup>(54)</sup>。

北東京地方部からは聖二二教会、月島教会、真光教会、聖ヨハネ教会、神愛教会、本郷聖テモテ教会、神田基督教教会、諸聖徒教会、聖愛教会、大塚聖公会、聖トマス教会、大久保基督教教会、千住基督教教会、巢鴨聖三一教会の一四教会。南東京地方部からは聖安得烈教会、三光教会、聖バルナバ教会、イマヌエル教会、聖パウロ教会、聖救主教会、聖シオン会堂、目白準教会、大森聖公会の九教会。

北東京地方部から転入する現在信徒は二四七六名、南東京地方部からは一四五三名で、合計三九二九名であつ

た。自給八教会以外にも経済的補助を受けずに教会運営をしている教会も存在していたものの、外国ミッションの補助金を受けている「半自給教会」も多数あったことになる。こうした教会は、従来どおり外国ミッションから財政上の補助を受けるが、自給教会と同様に、日本人「教区監督の管理を受くること」になるのであった<sup>(55)</sup>。

#### 東京教区設置準備会

日本聖公会教務院の決議を得たことで、東京教区の設置問題は教会の公的問題として取りあつかわれることになった。教務院が決定した新設教区内の各教会は代表者を選出し、その代表者と教役者は教区設置準備会を組織して、この問題を正式に引き継いだ。

第一回東京教区設置準備会は、一九二二年一月六日に新橋教館での協議会にもとづき、同年一月一三日に浅草聖ヨハネ教会で開会し、出席者は一九教会から三〇名であった。準備会は常務委員一二名を選挙し、その委員長一名と書記・会計各二名を互選し、従来集めた教区資金が受理された。一月二七日には聖パウロ教会付属会館で、出席委員九名を得て、第二回常務委員会を開き、次のような決議をしている。

#### 東京教区資金取扱規則

一、本資金ハ東京教区成立ノ上其利子ヲ必要ニ応ジ該教区監督ノ俸給、教区維持及ビ教勢拡張等ニ使用スルモノトス

二、本資金ハ東京教区設置準備会常務委員之ヲ募集管理ス

三、本資金ハ東京教区成立ノ上ハ該教区ニ引渡スモノトス

四、本資金ハ東京教区ニ引渡ス迄ハ基金ニ編入ス但シ常務委員ノ決議ニヨリ資金募集委員ニ充ツルコトヲ得

このほか、翌一九二三（大正一二）年一月一四日の聖三一一大聖堂での連合礼拝と信徒大会の挙行、東京教区設置のための特別祈祷文の制定、東京教区規則案の作成、東京教区予算案の作成、教区資金五万円の不足額の募集、東京教区設置準備会事務所の聖パウロ教会付属館内設置などを決議した。

一九二二年一月一日には、新橋教館で第二回東京教区設置準備会委員総会を開催して、教区資金五万円の不足額募集の具体案として、連合礼拝と信徒大会挙行日の一九二三年一月一四日から日本聖公会組織成立記念日の同年二月一日までに募集期間を限定して行うことな

どを報告協議した<sup>(57)</sup>。

そして、一九二三年一月八日には第三回常務委員会を開催し、一月二十九日の第四回常務委員会では、左記のような東京教区予算案が提出され、次回の第三回委員総会に提出報告し協議することとした。

#### 初年度実行方法

- 一、教区監督年俸金額金参千円を財務局に予納すること
- 一、同住宅料其他の諸費支出の為金五百円以上を準備し置き爾後収入と相待つて支出に應ずること
- 一、以上合計金参千五百円の準備の方法として
  - 一、大正一二年四月より予定教区内の諸教会より一回の(可成第一主日)信施金の寄付を受くること
  - 二、教区設置申請認可の決議せられしを機として感謝金貳千円を募集すること
  - 三、監督資金利子配分額を受納すること

一九二三年二月一九日、新橋教館で開会された第五回常務委員会に引き続き開かれた第三回東京教区設置準備委員会総会は、教区予算案を可決し、教区資金不足額募集の結果、一一四名と二団体からの応募金額六一四〇

円が報告されたものの、三月一二日の第六回常務委員会では、教区資金募集の予約金額は合計四万円余り、目標の五万円に一万円の不足と報告されている<sup>(58)</sup>。

#### 外国ミッシヨンとの交渉

ところで、この第四回常務委員会では「本来東京教区の設置の精神は之に属する聖公会の自治と自給とにあり然るに現在の状態に於て此精神を完全に実現することは不可能なるを以て今日教区を設置することを得るとして尚外国ミッシヨンの善意と援助を待つて自然の發達を望まざるべからざるものと信ず此意味に於て予め外国ミッシヨンの当局者と隔意なき協議を遂げ置くべきものと信ずる」として、米英母教会の三ミッシヨン(米国聖公会・北東京地方部監督マキム、SPG・南東京地方部監督ヘーブルト、CMS・南東京地方部宣教師バンカム)との交渉事項が報告された。交渉事項の設問原文は、一九二二(大正一一)年二月一日の第二回委員会総会に元田作之進が提出したものであった。大別した五問のなかに細目の質問事項がある内容であった(第五回常務委員会において、質問一(四)と質問五に対するマキムの回答に対して、挿入と補正がされた<sup>(59)</sup>。左記は修正した内容である)。

一、新設教区内で自給教会といわれる土地建物が外国

ミッションの設立した社団法人（または財団法人）に属し、その教会の所有でないものが多いが、これに関して以下の四つが設問されている。

(一) 従来を通り外国ミッションは教区教会が使用することを承諾するか。これに対して、米国は「然り」と回答。SPGは東京における唯一の所有である目白準教会に就いて「然り」と回答。CMSは聖パウロ教会、聖イマヌエル教会、ミッション会堂などはすべて教会の所有であり、名義上はミッションの所有となっている。聖救主教会は半ばミッションに属し、半ば教会に属している。しかしこれらはいずれも教区財団法人成立のときに、名実ともに全部財団に引き渡すことにしている。これはCMS社団の規則として定められている、と回答した。

(二) その場合土地建物に対して納税の義務があるとするれば、外国ミッションはそれを負担するか。これに対し、米国は「然り」と回答。SPGは教区設置後も年々「ブロック」「グラント」として必要に応じて寄付をする。その支出が教会の責任であれば納税であれ修繕であれ自由に使用して差し支えない。ブロック・グラントは最初の一年分は現監督がミッションに対し金額を指定するが、二年目からは日本人教区監督とミッションとの直接交渉によってその金額を定める、と回答。

(三) 建物の修繕は外国ミッションが負担するか、修繕の程度に制限があるなら、その程度はどれほどのものか。これに対して、米国は「然り」と回答。

(四) 東京教区に所属する諸教会が財団法人または社団法人となった場合、土地建物をこの法人に引き渡す意志はあるか。条件があるとすればそれはどのような条件か。これに対して、米国は各コングリゲーション（会衆）の希望によるが、無条件で教区または日本聖公会に引き渡すと回答。

二. 新設教区内に多くの未自給教会または準教会があることに關し、以下の四つが設問されている。

(一) これらの教会に対して、ミッションは従来通り財政上の保護を継続するか。または保護期間に制限を付けるか。これに対して、米国は「然り」としたうえで、年限を定め補助額を削減すると回答。SPGは一の(二)(三)への返答と同じと回答。CMSはミッション会堂へ補助している二〇円を継続すると回答。

(二) これらの教会を法規上、東京教区主教の管理に移すか。これに対して、米国は「然り」と回答。

(三) これらの教会を司牧する教役者の任免権を東京教区監督に移すか。これに対して、米国は「然り」と回答。SPGも「然り」と回答。

(四) または従来のように教区を補助する意味であるなら、その任命は外国ミッションの監督の権利内にあると見るべきか。これに対して、米国は「然らず」と回答。

三、新設教区内に外国人宣教師が存在する場合に關し、次の三つが設問されている。

(一) その宣教師は日本人教区監督の下に置くことが認められるか。これに対して、米国は「然り」としたうえで、ただし宣教師が外国人伝道監督の管理下にあることを願う時は、教区内で働く間は日本人教区監督の許可を受けるべきであると回答。SPGも「然り」としたうえで、神学院にある教役者は例外とするが、すべて日本人教役者と区別なしと回答。CMSは従来通り、女性教師、伝道師、婦人伝道師も含め、ミッション会議の管理下にあると回答。

(二) その場合、その宣教師の俸給と諸経費は従来通りミッションが負担するか。これに対して、米国は「然り」と回答。SPGはブロック・グラントとして教区に渡すか、会計から直接受け取るようにするかは相談の上定めるが、ミッションが負担することは言うまでもないと回答。

(三) 従来、地方部の宣教師は二重の教会籍があり、

それでも差し支えないとされていたが、新設教区においても同様に解釈してよいか。または教区においては宣教師を客員と認め、教区会において発言権のみを与えることとしてよいか。外国ミッションが満足する方法を示してほしい。これに対して、米国は外国人伝道監督の管理を離れて、日本人教区監督の管理に属する聖職となるのでなければ、教区会の議員の資格はないと回答。SPGは英国人宣教師には二重教籍はなく、これまで通り、日本聖公会の法規に服従する約束をした以上は、日本人聖職と同様に一切の権利を有すると回答。

四、新設される東京教区内の未自給教会または準教会に従事する日本人教役者が、東京教区の教会と他の地方部の教会をかけ持つ場合、教区会と地方会との二つの議席をもつものとなるか。これに対して、米国は所属教区または所属地方部の一方にのみ議席を持つと回答。SPGは教役者が二つの教区または地方部にまたがって議席をもつことはできないと回答。

五、新設される東京教区に存在する外国ミッションの教育・慈善事業は、従来通り外国ミッションが経営し、教区の管理を受けることはないと聞くが、将来、新しくそれらの事業を経営する場合、一応日本人教区監督の承

諾を得るといふ形式を取ることに同意するか。これに対して、米国は東京教区が自らこれを経営持続できるままで、ミッションは東京教区監督の管理外にあつて、従来通りこれを経営する。教区内に新しく経営する場合といえども、日本人教区監督の承認を求める必要を認めない。また新しく経営することはないと回答。SPGはその場合は無論相談するが、将来東京教区内に新事業を起すことはないとし、聖マリヤ館、暁星寮、養老院、香蘭女学校、シスターズ園などは直接東京教区と関係ないが、「エビスコパルファクション」は東京教区監督の権内であると回答した。

#### 四 大阪教区成立の道程

##### 大阪教区設置への動向

日本聖公会宣教開始六〇周年の特別記念伝道を「今日の新时期に適応」させるため、大阪「地方部内で挙行」させようとしていた一九一九（大正八）年五月、大阪地方部第二六定期会が開会された。ヒュー・ジェイムズ・フォス地方部監督は、議長演説のなかで、このたび大阪復活教会が自給したこと、現在大阪地方部所属の大阪市内四教会（聖三一教会、聖救主教会、城南教会、復活教会）が自給教会となり、京都地方部所属の大阪市内の

自給三教会（川口基督教会、聖ヨハネ教会、聖保羅教会）と、京都地方部所属の堺聖テモテ教会を加算すると、「大阪及其付近二八ツノ自給教会ヲ数へ得ルニ至レリ、何時ニテモ教区ヲ設置シ邦人監督ヲ立テ得ル事トナレリ」と言及した。<sup>(63)</sup>

しかし、これまでのように、英米ミッション系の両地方部所属の大阪府内自給教会の協働と結末が遅々としたものであることに変わりはない。大阪地方部は一九一八（大正七）年の第二五地方会以降、大阪、神戸、山陰（松江）の三伝道区を設置し、地方部内伝道区の事業に従事していた。フォスは一九二〇（大正九）年三月の『大阪地方聖職并信徒諸君に贈る書』を同年の日本聖公会第一三総会終了後に発して、伝道区の事業開始の目的は、教会の自給自治の精神を奨励することであり、「他日監督教区の設置せらるる時の準備をも為し得べきなり。例せば大阪伝道区の如きは、常に該市全般の形勢に着眼して、それぞれ特別の任務を負担せしむる事最も肝要にして、之が為に京都地方に属せる三教会とも相協議するの必要もあるべし」<sup>(64)</sup>と論及してはいた。

だが依然として、翌一九二一（大正一〇）年四月二七日開会の大阪地方部第二七定期会の議長演説においても、「大阪市其他二モ日本人監督出来コト遠カラザル可シ、東京ニテハ既ニ其準備ニ着手セリ」と述べながら、

「ランベス会議ニハ二百五十人ノ監督アメリカ、オーストラリア其他ノ地方ヨリ集合セリ、内ニハアフリカ人、インド人モアリ、然ルニ残念ナガラ日本人ノ出席者ナカリキ、次会ニハ二三人出席セシコトヲ希望ス」<sup>(65)</sup>と、一向に進展しない大阪の教区設置氣運を鼓舞しなければならなかった。

一九二二(大正一一)年四月二六日に開會された大阪地方部第二八定期会の議長演説で、フォスは東京における來たる六月の教務院總會で「其席上必ズヤ東京邦人監督問題ニ関スル動議アルベキヲ予想スルモノナルガ」<sup>(66)</sup>と述べ、大阪地方部と京都地方部所屬の大阪堺両市の自給八教会による教区設置の申請が、東京の自給八教会と歩調が合うものであると言及した。そして、一九二二年六月一日開催の日本聖公会教務院總會が、これを受理して總會に推薦することを満場一致で決議したことにより、ようやく大阪教区の設置が現実にならうとしていた。

### 「新設「大阪教区」の区域と編入予定の諸教会」

この時の教区の区域は「大阪府」全体を包括するとされ、人口は大東京の約三三六万人に対して二五九万人であったが、面積は大東京の三倍に相当した。これによると、大阪地方部からは聖三一教会、聖救主教会、復活教

会、城南教会、桃山準教会の五教会。京都地方部からは川口基督教会、聖約翰教会、聖保羅教会、聖贖主教会、堺聖堤摩太教会、岸和田聖保羅教会の六教会。合計一七教会の予定であった<sup>(67)</sup>。けれども、一年後の日本聖公会第一四總會への申請書には、このうち二つの教会が新教区に参加しないことになる。

一つは、新教区への編入を希望しない教区の区域内にある未自給教会、もう一つは、大阪教区設置の第一回申請書に署名していた自給八教会のうちの一つの教会であった。後者の教会はある理由から、第一回申請書での署名から辞退したため、大阪では自給七教会による教区設置申請とならざるを得なかった。こうして、大阪は新設教区への結束と一致への暗雲を拭い去ることができなまま、一九二三年の日本聖公会第一四總會を迎えることとなったのである。

### 五 日本人監督自治教区設立とその後

#### 日本聖公会第一四總會

一九二三(大正一二)年四月二五日、東京市京橋区明石町の聖三一大聖堂で日本聖公会第一四總會が開會された。第二日目の二六日午後二時、第七号議案の東京教区設置案に際して議場は活気づき、緊張が走った。

## 第七号議案

### 東京教区設置案

法規第一章第一条により東京に於ける八個の教会より教区設置の新設ありたるを以て左の通り一教区を設置すること。

一、「大東京」区画を以て一教区として之を東京教区と称すること。

提出者 教務院

日本聖公会教務院長の元田作之進がこの議案を説明し、南東京地方部代表の聖職議員の松井米太郎（東京教区設置準備会常務委員長）は、本案提出までの経過や教区設置準備に関して説明し、大阪地方部聖職議員の覚前政蔵の動議により一同黙祷後、議事に入った。自給教会の資格について質問論議があつたが、一人の反対者もなく、満場総起立によつて本案の可決が確定した。「感激に充ち満ちた議場は割るるばかりの大拍手を以て本案の通過を祝し傍聴席からも之れに和した」。この後二〇分休憩し、午後四時に第八号議案の大阪教区設置案の協議が再開された。

「安産」であつた東京教区とは対照的に、大阪教区は「難産」であつた。一九二二年六月の日本聖公会教務院総会に大阪教区設置の第一回申請書を提出した教会は、

大阪市と堺市の自給八教会であつたが、一年後の日本聖公会第一四総会には大阪地方部の城南教会（藤本寿作牧師）がこの申請書から離脱していたのである。

## 第八号議案

### 大阪教区設置案

法規第一章第一条により大阪及び堺に於ける七個の教会より教区設置の申請ありたるを以て左の通り一教区を設置すること。

一、大阪府より岸和田市及泉南郡を除きたるものと兵庫県内、尼ヶ崎市、川辺郡及武庫郡の内、芦屋川以東とを以て一教区とし之を大阪教区と称すること。

提出者 教務院

元田作之進、貫民之介（北東京聖職議員）からの説明後、覚前政蔵の動議により一同黙祷後、名出保太郎（京都聖職議員）が提案理由と経過を述べた。河合堯三（中部聖職議員）は賛成したが、城南教会牧師の藤本寿作（大阪聖職議員）が第一回申請書に署名した城南教会が本年に入り申請中から離脱した理由を挙げて、本案への強い反対を主張し、菅寅吉、吉村大次郎の京都地方部聖職議員が同情同感を表明した。

これに対し、名出保太郎と深田直太郎（大阪聖職議員）が弁明し、河合堯三、小橋実之助（京都信徒議員）、山田助次郎（南東京聖職議員）、前川真二郎（東北聖職議員）らが本案賛成論を述べた。「議場の大勢は賛成と見えた」が、覚前政蔵による「特別委員に付託し審査の上で報告せしむること」との動議を、「議長の名指により大阪京都を除く各地方より聖職一名信徒一名の特別委員を挙げ審議の上明日の議場に報告せしめ議事を進めること」と、金澤久（南東京信徒議員）が修正し、総会はこれを可決して、議長は特別委員を指名し午後六時に散会した。

第三日目の二七日午後二時、大阪教区設置に関する特別委員の協議結果を、委員長吉澤直江（南東京聖職議員）が次のように報告した。「大阪教区設置の件は当総会に於て可決するものとす但し第一回の申請書に署名したる教会が協心一致して新教区の発展に努力せられんことを希望す」。白石村治（北東京信徒議員）はこの報告を説明し、木村定三（北海道聖職議員）が討論を要せず、満場一致賛成してほしいと言々と、藤本寿作は「自分の意見が教務院にても壱も代表されざりしが、本総会とは単に形式的の言葉なりや、若しそれ心から一致し得れば、無論賛成なりと、又総会は実情を調査せずし

て、希望するのみにて満場一致を以て可決するは不法なりと熱弁を」ふるった。

これに対し、名出保太郎は誠意をもってこの件に当たり、城南教会との協調を計ると述べ、佐伯好郎（南東京信徒議員）は委員の解決は聖霊の指導と信じると述べ、大阪地方部監督フォスは「藤本氏が教区設置に加はる決心を以て総会に臨みしものと思へり、日本聖公会の希望なる本案に賛成して、一致の行動ありたしと望」み、京都地方部監督タッカーも「委員の報告の如くならんことを望」み、白石村治は「希望すとは命令に非ず、然れども希望のみにては不備なりと思ふが、八教会の協力を得て、初めて教区としての真の機能を發揮するものなり、八教会は協調の責任を有す。希望するは最も強き意味を有」す、と述べた。<sup>86)</sup>

こうした討論を経て、大阪教区設置の第八号議案は特別委員の報告文が追記されて、日本聖公会第一四総会決議第六号<sup>87)</sup>として通過した。教区成立の感謝祈祷を捧げた吉澤直江、松井米太郎、名出保太郎の三聖職は、「感謝の涙に咽」び、議長祝祷後、一同は大栄光の頌を唄ったが、総会報告者はこれを「日本聖公会総会空前の此の情景。なんたる莊嚴さよ」と記し、「歌ふ声は感激に溢れたる心情より迸り出て、場内は靈氣充ち、神秘の力は身に迫る如く思はれた」と伝えた。<sup>88)</sup>

## 東京教区監督の選出

東京教区と大阪教区の設置を可決した日本聖公会第一四総会後の一九二三（大正一二）年五月一七日、東京三一大聖堂に第一回東京教区会が招集された。出席聖職議員は一九名（欠席一名）、出席信徒議員は三二名（欠席一名）。外国人監督や宣教師や日本人聖職も番外席に招待された。教区会は、教区準備委員会が提出した教区規則と教区法憲法規案を、継続委員五名を挙げて付託とし、必要なものを仮採用し、他は調査して次回報告との提案を可決、教区予算案を原案通り可決した。教区伝道局委員、監督資金教区委員を挙げ、「監督選挙投票取調委員」を議長が指名した後、常置委員選挙に移り、午後四時、いよいよ聖堂内で教区監督選挙が開始された。

第一回投票では、元田作之進が聖職一九票中一〇票、信徒三二票中一九票を得て、そのほかに三票以上を得た者はいなかった。しかし、元田獲得の聖職票も信徒票も三分の二に達していないため、第二回目の投票が行われ、その結果、元田作之進が聖職一四票、信徒二二票を得て当選した。「全会一致を以て元田長老を挙げたし」との動議が提出されると、不賛成に三名ほどの手があったものの、ほとんど全会が挙手により賛意を表した。選挙後、元田作之進は出席議員の厚意に感謝し、「此重大なる任務を負ふに就ては、祈祷的考慮を要する

を以て、直にここにてお承を申し上げ難し」と挨拶し、議長マキム監督の祝祷後、閉会した。

この第一回東京教区会を報告した『基督教週報』には、「教区監督の選挙さるるまで」と題した一文が教区会の傍聴者によって掲載されている。それによると、当初は少なくとも二、三名の高い得票者が出て、数回選挙の後か、または一回の教区会では決着がつかないかもしれないと予想されていたため、「とても一度二度ではどうか、今晚十二時迄もかかってなどと予期し、覚悟した人達には寧ろ物足らなさを感じた程」に「意外に早く方付いた」結果となった。内心で決めていた人たちも「其差の甚しいのに驚いたらしい」。それでも、「元田博士は教務院長選挙にも常置委員の選挙にも、今までになく、一票をも与へられなかった」のは、「賢明にも総会代議員諸君も、教区代議員諸君も、意識的にか無意識的にか、此二つの選挙には、博士を度外視していた」<sup>(7)</sup>からであり、最後の「監督選挙」で元田作之進へ投票する予兆であった。

## 大阪教区監督の選出

東京教区監督選出後の一九二三（大正一二）年六月五日、大阪聖約翰教会に第一回大阪教区会が招集された。出席聖職議員は一二名（欠席一名）、出席信徒議員は

一七名。諸教会から三〇名以上の傍聴者があった。教区規定制定案、教区予算案、大阪教区機関誌発行の件、関係伝道会社へ謝辞贈呈案の四議案の可決後、常置委員選挙があり、諸委員が指名された。そして、昼の休憩を終えた午後一時半、いよいよ監督選挙が開始された。

第一回投票の結果、聖職一二票中、名出保太郎六票、深田直太郎五票、元田作之進一票。信徒一六票中、名出九票、深田四票、元田二票、森淑次郎一票。どちらも三分の二以上の得票に至らなかったため、第二回目の投票となった。その結果、聖職票が、名出八票、深田三票、元田一票。信徒票が、名出一二票、深田二票、元田二票、森一票となった。名出保太郎がいずれも三分の二を得票したことにより、大阪教区主教当選が確定した。

選挙後、第一回の聖職投票で名出保太郎と得票争いをした深田直太郎が発意し、「監督選挙の際には尚其の意を異にせしことあるも今や新監督は当選せられし上は満場一致の総起立を以て賛成を表したし」と要望すると、「拍手を以て一同起立新監督歓迎の意を表示」し、議長タツカー監督の祝祷後、閉会した。<sup>75)</sup>

### 関東大震災と両監督按手

ところが、日本聖公会に日本人監督が選ばれて間もない一九二三年九月一日、関東大震災が発生し、日本人監

督按手を控えて、多くの被災を受けた新設教区の東京教区にとつては一大試練となった。それでも、東京教区監督選出から半年余り後の一九二三年二月七日、「廢墟となつて了つた」監督按手の予定会場の築地聖三一大聖堂に代わり、本郷聖テモテ教会聖堂で「東京教区監督按手式」が行われ、元田作之進が東京教区初代監督に按手された。続いて四日後の一九二三年二月一日には、川口キリスト教会で「大阪教区監督按手式」が行われ、名出保太郎が大阪教区初代監督に按手された。按手式に名出保太郎が着用した「新監督の法衣礼服」は、日本聖公会創始者である「故監督ウイリアムズ師の遺品」であった。<sup>76)</sup>

世界の聖公会の伝道地には、すでにアフリカ人、インド人、中国人の監督（主教）が誕生していたが、彼らは外国人監督の管轄下にあるか、補佐監督で、彼ら自身に監督管轄権はなかった。これに対して、日本聖公会の東京・大阪教区の成立と、両教区への日本人監督の着任は、国民教会が自給の教区を創設し、その法規にしたがつて教区監督を選挙し、外国ミッションや外国人監督の管理から独立した、自治教区の管轄権を持つ自国民の監督を得たことを意味していた。日本人監督が管轄する二つの自治教区が、依然として外国ミッションが管轄する八地方部と日本聖公会内で併存するとはいえ、これは

画期的な出来事であった。実現するまでに多くの年月を要したものの、これぞまさに聖公会（アングリカン・コミュニティオン）の伝道史上最初の快挙となったのである。

### 大阪教区―自給教会の離脱と復帰―

一九二三（大正一二）年六月一日の第一回大阪教区会と教区監督選挙を報じた『基督教週報』は、付記として新設教区から離脱している大阪市内の城南教会の動向をこう報じた。

是の教区会に問題となりし城南教会よりは未だ聖職及び代議員の出席を見るに至らざりしは遺憾の極なりしが一同は遠からず双方の麗しき協調必ず成るを信じて新教区の発展の爲め努力せんことを声明して互に激励する処ありき。<sup>(76)</sup>

しかし、大阪教区設置を可決した日本聖公会第一四総会直後に開会された大阪地方部を解消する大阪地方部第二九臨時会（旧大阪地方部は神戸地方部に改称継続）でも、その議事が終了し、感謝祈祷が捧げられようとした時、城南教会牧師の藤本寿作が突然起立して総会で主張したのと同様の「教区反対演説」を始め、聖職議員の竹内宗六との間に議論が起ころ。<sup>(76)</sup>など、城南教会側の不満は全く解消されていなかった。一九二三年六月に大阪教

区監督に当選した名出保太郎の同年一二月の監督接手後も、依然として城南教会の大阪教区からの分離状態は続いていた。一九二五（大正一四）年九月四日の『基督教週報』はその間の経過をこのように言及している。

大阪教区設置申請の際最初に調印したる八教会の一なる城南教会は、故ありて其の調印を取消すに至り、更に第十四総会の決議希望条件に対する異なる見解を始め、種々の手違より教区諸教会との一致の行動を欠き、自然教区を承認するに至らずして今日に至り、其の間縷々試みられし協心一致の運動も何か効を奏するに至らずして止み之が爲め監督を始め各教会間の憂慮一通ならず、教区組織制定後は分けても何事によらず教会間の一致協力の提唱せらるる毎に、城南教会の之に加はり居らざる一事が是の上もなき恨事とせられ絶へず一同の篤き祈祷の裡に其の解決を期待し居られし。<sup>(77)</sup>

城南教会の教区からの分離の理由は、新設大阪教区の区域問題であった。日本聖公会教務院に対する大阪教区設置の第一回申請書は、城南教会を含む自給八教会によるものであったが、当初から「一、二の教会」に新教区の区域に関して異論があったのである。それは、「単に大阪や其付近の小区域だけならば、特に一人の監督を立てるほどの必要がない、モット広い地域即ち奈良県も和

歌山県も三重県をも包括した大教区を立つる可とすといふ意見」であった。ところが、その大教区案が教務院で通らなかつたため、城南教会は總會提出の大阪教区設置申請書から署名を取り消し、總會では城南教会牧師が「斯る小教区案には飽までも反対なりと極めて強硬な意見を」主張したのである。<sup>(7)</sup>

大阪地方部所属の城南教会は、自給教会であつたため問題がこのように大きく表面化した。これとは対照的に、新設教区に編入されることに反対の大阪府内の未自給教会もあつた。京都地方部所属の未自給教会であつた岸和田聖保羅教会は、新設大阪教区の区域とされた「大阪府」に入ることになるはずであつた。けれども、「教会の性質からすると当然京都地方部に属して居るべきであるのにそれを教務院が教区区域決定の権能を有するからとして勝手に定めるのは、京都地方部の分割を敢てすると同じ結果になる。自給教会の場合でも、地方部の分割である故に此点からは一応地方部と交渉を重ねるべき筈であつたと言つて穏やかならぬ人々」<sup>(7)</sup>がいたため、日本聖公会第一四總會直前の一九二三年三月七日、大阪教区設置に関して臨時京都地方会が開かれることになつた。ここで岸和田聖保羅教会牧師の菅寅吉は、教会委員四名との連署による左記のような「請願書」を提出し、これが臨時地方会の第一議題となつた。

#### 請願書

此度大阪市及堺市に在る自給教会が新教区設置を出願致し教務院は其教区を大阪府全体として来る總會の議案となしたる趣に御座候処当教会は「新教区及日本人監督」に関し尚早なりとの意見を懐き且つ自給教会と不自給教会との間には事情大に異なる点も有之候に付新教区に併合せらるる義は当教会の牧会伝道上に少からざる弊害を生じ候故總會に於ても当教会が専心伝道しつある泉南泉北両郡を新教区領域より除外せらるる様当地方会より御提案被成下度奉懇願候也

大正十二年三月七日

岸和田聖保羅教会

牧師	菅	寅吉
委員	垣	純吉
委員	鐸木	一男
委員	浮舟亥三男	
委員	田中	良一 <sup>(8)</sup>

これを受けた京都臨時地方会は「教務院議決の大阪新教区区域予定の中より泉南郡を除外せられんことを地方会の問題として總會に申請する事」との修正動議を決議した。<sup>(8)</sup>結局、日本聖公会第一四總會に教務院が提出する新設教区の区域の大阪府は、「岸和田市及泉南郡を除

きたるもの」とされることになったのである。こうした経過により、岸和田教会は、希望どおり京都地方部に残留し、大阪教区へは参加しなかった。そして、現在も岸和田は京都教区に属している。

他方、日本聖公会第一四総会前から展開されていた大阪教区と城南教会側の確執は、大阪教区監督着任から一年半後、ようやく和解の時機が到来することになった。

一九二五（大正一四）年七月中旬に、東京から松井米太郎と貫民之介の二聖職が大阪教区を訪ね、七教会側と城南教会側の間を斡旋したところ、「不思議に各諒解成り城南教会は事情に鑑み自家と異なりたる解釈の下に組織さらし大阪教区を是認するに至り」、七月一六日、城南教会牧師藤本寿作と教会委員代表渡辺一兄は、七教会側牧師一同と「親しき心対握手となり、互に主の聖名の下に平和の結びを約したる以上最早是迄の行掛一切を葬り去って新らしく衷心より以後監督を扶けて教区発展の為に尽さんことを期し」、教区教役者会を藤本牧師館で開催することとなった。七月二〇日に便宜的に場所を変更して、渡辺宅で開催された教役者会は相互の交情を温め、続く七月二九・三〇日、奈良に開会した第一回信徒修養会にはこの朗報が伝えられて「感謝の祈とな」つた。七月三〇日の修養会には城南教会の藤本牧師も列席している。八月四日になると、常置委員長の深田直太郎

に同行した藤本は教務所に名出監督を公式訪問し、「教区是認の誠意を開陳して心を合せ感謝と祈禱を捧げ茲に隔意なく大阪教区の光明ある根強き一致の基礎成立することとなった<sup>(82)</sup>。こうして一九二六年一月一九日開会の第四回大阪教区会には、教区成立後初めて、城南教会の代表者が復帰したのである<sup>(83)</sup>。

#### 東京教区——関東大震災による自給破綻——

一九二三年四月の東京教区成立から「二二九日目」の同年九月一日に起こった関東大震災により、東京は目を覆うような惨状に見舞われた。震災から三か月半後の一月一七日、第二回臨時東京教区会を招集した教区監督の元田作之進は、東京市「全面積の四割四部を焦土に化し、市内全戸数の七割一部を焼き払ひ、全人口の六割七部を罹災者となし、約十万人の人を焼死せしめ、傷者四万人」という被害状況のなか、教区内の損害を次のように報告した。

二〇個の教会堂中、焼失した九教会堂はいずれも「教区内に於て最も有力なるもの」であった。三個の借家教会のうち一つを失い、聖職七名・執事二名・伝道師三名・女性教役者三名が住居と家財と衣服を失ったが、彼らは家族とともにかろうじて避難した。約四千名の教区信徒のうち、被災者九六四名、焼死者三九名、圧死者一

名、負傷者六名、行方不明者六六名であった。彼によると、総人口の被災者がその約六割七分であったのに対し、信徒の被災者が教区信徒総数の二割四部に過ぎず、総人口の焼死者が千名で四八名の割合であったのに対し、信徒の焼死者が千名で九名の割合であったのは、「神が教区に対して特別の庇護を垂れ給ひしこと」と感じるものの、教区が受けた物質的損害は「莫大」で、震災前月の牧師俸給と家賃としての教区内各教会への支出総額が約一・五〇〇円あったのに対して震災後は六四五円となり、「財政能力に於て約五分の二に低下」してしまつた。そして、新設教区に着任したばかりの日本人監督は、臨時教区会演説を次のようにしめくくつた。「マキム監督が米国に打電して東京の教会は其全部を失へり、残れるは唯信仰のみと云へるは、悲惨なりと雖ども事実を実名したる標語である」<sup>(84)</sup>。

自給八教会と教区監督資金によつて出発した日本人監督自治教区である東京教区は、関東大震災により、ようやく達成した自給六教会以上という教区成立条件を、教区成立後わずか四か月余りで手放すことになつたのである。震災直後に指名された「震災善後策構究委員」は、一九二三年一月の第二回臨時東京教区会で、過去七回の委員会開催における「調査研究協議」を報告し、「自給教会と称するは教会に於て牧師の爲め毎月百円以上の

報酬を支出し居宅を提供し且つ教会の経常費を自弁し得るものとす」と定義して、大震災一周年記念の一九二四年（大正一三）年九月一日までに、六個以上の自給教会を教区内に復興させることを期すとした<sup>(85)</sup>。しかし、その一周年後の一九二四年一月二十九日開会の第二回東京教区会は、震災直後五分の二の「六一五円」に低下した教区財力が、その一か月後の一九二四年一〇月には一・二二八円と倍額になつたことを報告したものの、一年後に実現を期していた自給六教会の復興には触れられていない<sup>(86)</sup>。

一九二六（昭和一）年四月二四日に開催された日本聖公会第一五総会から七か月後の一月二三日、第四回東京教区会が開会された。そこで発表された翌一九二七（昭和二）年度の教区予算は、収支予算額四・五〇〇円とされていた。そのうち「監督報酬内教区負担額」二・〇〇〇円とその「住宅手当」一・〇〇〇円の計三・〇〇〇円に相当する支出額は、「米国ミッシヨン」(二・〇〇〇円)と「SPCK」(一・〇〇〇円)からの寄付としており、教区収入予算の三分の二は外国ミッシヨンからの経済援助を仰がなければならぬ自給破綻の状態が続いていた。大震災から三年余りが経過した後、自給教会六個以上とともに、教区監督を財政支援することが教区設立の条件とされた財力を、東京教区は

依然として取り戻せないでいたのである。

このため、東京教区監督の元田は教区会演説で、「外国の母教会の人々が邦人監督を有する日本聖公会の教区に対する同情と好意は今日決して軽減して居ない」としながらも「母教会の伝道会社が漸次補助金を減少する意思を有し、現に減少しつつあることをも事実」として認めなければならず、「これは同情の軽減でなくて同情を表示する方法の変更である」とし「我等教区をして成るべく早く自給自足の教区たらしめんとする同情的奨励であると信ずるのである」と述べることによって、東京教区の聖職信徒は「依頼心を取り去り、協力一致して財政の基礎を強固にすることを心掛け」るよう求めねばならなかつた<sup>87)</sup>。

### おわりに

日本聖公会に日本人監督自治教区（東京教区と大阪教区）が設立されたのは一九二三（大正一二）年の第一四総会においてであった。これは、全世界の聖公会史上初の管轄権をもつ現地人監督（主教）教区の誕生であったものの、その実現のためには、日本聖公会創立総会が開かれ日本人教会組織が成立した一八八七（明治二〇）年から三六年もの歳月を要した。

すでに一九一一（明治四四）年の時点で、英国ミッシオン系の大阪地方部と米国ミッシオン系の京都地方部の六自給教会（ともに大阪市内）が連合すれば、日本人監督教区設置の可能性はあったが、英米ミッシオン地方部の権益保持という対立構造が、英米系日本人信徒に浸透していて、このとき日本人監督自治教区の設立は実現しなかつた。

一九〇二（明治三五）年の米国聖公会宣教師T・S・ティンクや一九一八（大正七）年の元田作之進の指摘にみられたとおり、東京と大阪をそれぞれ英米で二分するという変則管轄（英米主教管轄権問題）が、日本人監督教区設立の障害になっていたのである（拙論「宗教的植民地化の断章——在日英米聖公会主教管轄権問題——」、『立教学院史研究』六号、立教学院史資料センター、二〇〇九年）。

監督資金額の地方部間比較で明らかになったのは、監督資金局が設置された一九〇二（明治三五）年から、日本人監督教区が成立した一九二三（大正一二）年までの二年のあいだは、総じて京都や北東京という米国ミッシオン系地方部の監督資金が大阪や南東京といった英国ミッシオン系地方部よりも多額を納めていたことである。こうした米国ミッシオン系の日本人信徒の強い独立志向は、一九二三年に選出された東京教区と大阪教区の

日本人監督がいずれも米国系の聖職であった事実にも連動したものと考えられる。

興味深いのは、この二一年間の起点となる一九〇二年は、日英同盟が締結された年であり、終着点の一九二三年は日英同盟が解消された年であったことである。日本と英国が同盟関係にあった二一年間、日本聖公会は自給にもとづく日本人自治監督教区を成立させることができなかった。英国政府とさわめて親密な英国教会が持つ日本政府への影響力を享受する英国ミッション系日本人信徒からは、この間、米国ミッション系日本人に比べると、日本人監督への強い要望は聞かれなかったのである。

英国ミッション系南東京地方部の日本人信徒による監督資金寄附金額がそれまでより突出するのは、一九二〇（大正九）年の日本聖公会第一三総会においてであった。それは、前年に終結した第一次世界大戦（ヴェルサイユ条約）後の国際政治情勢の変動によって、日英同盟が解消されていく途上の時期にあたる。国家と教会の蜜月関係にある英国ミッション側に対して、従来のような政治的・経済的依存をこれ以上期待できないとの不安感にもとづく反動によるものと考えられる。

日本はこの時期、日英同盟解消問題とともに、日米間の太平洋をめぐる軍拡競争が加速して、日米開戦の可能

性さえ論及される危機的状況にあった。そうした国際的孤立感から勃興する国家次元での独立気運を、聖公会の日本人信徒らも教会の独立運動と関連させて、東京と大阪の教区設立運動に拍車をかけたのである。日本聖公会の日本人自治管轄教区の設立は、このように日本で高揚したナショナリズムの影響を強く受けて、国情に後押しされ結実したのであった（ただ、これまで英米加の三ミッションが管轄してきた日本聖公会の八地方部は、そのまま外国人監督が管轄する地方部として残存し、カナダ聖公会管轄の中部地方部のみ一九三五（昭和一〇）年にカナダから一五年間の経済支援の保証を受けた佐々木鎮次監督が着任し、一九四〇（昭和一五）年の戦时下に外国人諸監督が辞任し、翌年国外退去となるまで、この体制が続いていた）。

東京と大阪の新教区内の学校や病院など、教育事業や医療事業に関しても、従来どおり外国ミッションが管轄し、新教区内の未自給教会にしても、外国ミッションから補助金を受けるといのが、自給による日本人自治教区としての内実であった。東京教区と大阪教区は完全自給体制というわけではなかったのである。しかも、この両教区が設立された一九二三年の九月一日に発生した関東大震災により、東京教区は早くも教区の自給体制維持が困難になるといって試練を迎えることになった。

この被災状況をみた米国聖公会ミッションは、速やかにみずから管轄する教育・医療施設（立教中学校、立教大学、立教女学校、聖路加国際病院）の復興救済とともに、被災した諸教会や聖職に対しても、緊急援助基金五〇万ドルを提供し、<sup>(85)</sup>一九二四年二月にはさらなる復興基金三〇〇万ドル（実質は、築地の土地一部売却金六〇万ドルを差し引いた二四〇万ドル）の支援を決議して、日本の若い自給教区を支えていった。<sup>(86)</sup> 国家次元における日米間の緊張関係とは対照的に、日米間の教会関係においては、このような融和の精神が満ちていたのである。

注

- (1) 日本聖公会諸監督「教会の自給に就き日本聖公会に与ふる教書」一九〇一年二月。
- (2) 『基督教週報』一五卷一六号、一九〇七年六月一四日。
- (3) 同右、三三卷一二号、一九一六年五月一九日。
- (4) 同右、二九卷一三号、一九一四年五月二九日。
- (5) 同右、一七卷八号、一九〇八年四月二四日。
- (6) 同右、一七卷七号、一九〇八年四月一七日。
- (7) 同右、三四卷一五号、一九一六年二月八日。
- (8) 監督ヒュ、セ、フォス『日本聖公会大阪地方聖職并信徒諸君に贈る書』一九〇二年七月。
- (9) 『第六回京都定期地方会決議録』一九〇三年四月、七〜八頁。

- (10) 『第五回京都定期地方会決議録』一九〇一年四月、五頁。
- (11) 『基督教週報』二四卷二号、一九一一年九月八日。
- (12) 五十嵐喜和『日本基督教会史』『日本プロテスタント諸教派史の研究』同志社大学人文科学研究所編、教文館、一九九七年、八九〜九〇頁）によると、日本基督教会は一九〇七年九月の時点で五九教会がミッションから経済的に独立している。これは一九〇五年の第一九回大会可決のより厳しい「独立決議案」以後、七九の独立教会から減少した数である。また、塩野和男『日本組合基督教会史』（前掲『日本プロテスタント諸教派史の研究』、一三三頁）によれば、組合教会の独立教会数は一九〇四年に四〇教会、一九〇六年に五〇教会、一九一八年は八二教会である。
- (13) 『基督教週報』九卷八号、一九〇四年四月二日。
- (14) 『日本聖公会第八総会議決録』一九〇五年五月、四三〜四四頁。
- (15) 前掲『第五回京都定期地方会決議録』一九頁。
- (16) 前掲『第六回京都定期地方会決議録』二二頁。
- (17) T.S.Tyng, "The Seventh General Synod of the Japanese Church," *Spirit of Missions*, 1902, July, p.498.
- (18) 『日本聖公会第十回総会議決録』一九一一年四月、三七頁。
- (19) 『基督教週報』三七卷二六号、一九一八年八月二三日。
- (20) 前掲『日本聖公会第十回総会議決録』四四〜四五頁。
- (21) 『日本聖公会第拾壹総会議決録』一九一四年四月、三八頁。
- (22) 『基督教週報』二三卷一十一号、一九一一年五月二日。
- (23) 同右、二七卷六号、一九一三年四月二日。
- (24) 同右、三二卷八号、一九一五年四月三日。
- (25) 『日本聖公会第十二総会議決録』一九一七年五月、三四頁。
- (26) 『日本聖公会第十三総会議決録』一九二〇年四月、六五頁。

- (27) 『基督教週報』三七卷二六号、一九一八年八月三日。
- (28) "Memories of Hugh James Foss", SHOIN HISTORICAL DOCUMENTS 1, Shoin Jishugakuin, 1994, p.101. 訳文は『松陰女子学院史料 第二集 ヒュー・シェイムズ・フォス回想録』(松陰女子学院、一九九四年、一一三頁) から引用。
- (29) 『基督教週報』二四卷二号、一九一一年九月一日。
- (30) 前掲『日本聖公会第十回総会議決録』六〇八頁。
- (31) 『基督教週報』三五卷一〇号、一九一七年五月一日。
- (32) 名取多嘉雄「近代日本と宣教師たち」『英国の心樞』八代宗編、聖公会出版、一九九八年、二五七―二五八頁。
- (33) John McKim, Annual Report of the Bishop of Tokyo, Annual Report of the Board of Managers 1894, Domestic and Foreign Missionary Society of the Protestant Episcopal Church, p.154.
- (34) 白井堯子「津田梅子と英国の女子教育―オックスフォード大学留学をめぐる新史料から―」お茶の水女子大学女性文化研究センター年報第六号(通巻一三三号)一九九二年、三〇―三八頁。
- (35) 『日本聖公会第十二総会議決録』一九一七年五月、四六頁。
- (36) 『日本聖公会第十三総会議決録』一九二〇年四月、一〇〇―一一頁。
- (37) 『第拾六回定期京都地方会議決録』一九一九年五月、二四〇―二五五頁。
- (38) 同右、七〇―八頁。
- (39) 『第十七定期京都地方会議決録』一九二二年五月、一七頁。
- (40) 『基督教週報』三九卷一〇号、一九一九年五月一六日。
- (41) 『日本聖公会教務院報告』『日本聖公会第十三総会議決録』七頁。
- (42) 『宣言』日本聖公会教務院、一九一九年五月一五日(『基督教週報』三九卷一〇号)。
- (43) 「諸監督教書 日本聖公会聖書信徒に贈るの書」一九一九年復活節(同右、三九卷一〇号)。
- (44) 元田作之進「東京教区の設置に就て」(同右、四六卷一八号、一九二三年三月二日)。
- (45) 『基督教週報』四二卷二〇号、一九二二年一月二八日。
- (46) 同右、四六卷一八号。
- (47) 同右、四三卷一〇号、一九二二年三月四日。
- (48) 同右、四六卷一八号。
- (49) 同右、四五卷七号、一九二二年五月一九日。
- (50) 同右、四二卷二〇号。
- (51) 「新設教区に就て(一)」(『基督教週報』四三卷一五号、一九二二年六月一七)。
- (52) 『基督教週報』四六卷一八号。
- (53) 同右、四五卷一〇号、一九二二年六月一六日。
- (54) 日本聖公会教務院総会が東京・大阪両教区の設置を承認した直後の一九二二年七月一日の『基督教週報』(四五卷一四号) 掲載の元田作之進「新設されるべき教区」では、東京教区内の教会数は二六教会とされていた。この半年後の元田作之進「東京教区の設置に就て」(四六卷一八号、一九二三年三月二日)の時点で二六教会から抜けているのは、「オールセンツ教会、府中聖馬可教会、八王子復活教会」の三教会である。同記事では月島教会は北東京地方部より転入とされている。
- (55) 前掲、元田作之進「新設されるべき教区」。
- (56) 「第一回東京教区設置準備会議決録」(第一回東京教区設置準備会常務委員会決議録)『基督教週報』四六卷九号、一九二二年二月八日)。

- (57) 「第二回東京教区設置準備会常務委員決議録」〔第二回東京教区設置準備会委員総会決議録〕(同右、四六卷二二号、一九二三年一月一日)。
- (58) 同右。
- (59) 「第三回東京教区設置準備会委員総会決議録」(同右、四六卷一九号、一九二三年三月九日)。
- (60) 「第六回東京教区設置準備会常務委員会決議録」(同右、四七卷一号、一九二三年四月一三日)。
- (61) 「第四回東京教区設置準備会常務委員会決議録」(同右、四六卷一八号)。
- (62) 「第五回東京教区設置準備会常務委員会決議録」(同右、四六卷一九号)。
- (63) 『大阪地方部第貳拾六定期会議事録』一九一九年五月。
- (64) ヒュ・ゼ・フランス 『日本聖公会大阪地方聖職并信徒諸君に贈る書』一九二〇年三月、一―二頁。
- (65) 『大阪地方部第廿七定期会議事録』一九二二年四月二七日。
- (66) 『大阪地方部第廿八定期会議事録』一九二二年四月二六日。
- (67) 元田作之進「新設されるべき教区」『基督教週報』四五卷一四号。
- (68) 『基督教週報』四七卷三三、一九二三年五月一八日。
- (69) 『日本聖公会第十四総会議決録』一九二三年四月、四一頁。
- (70) 『基督教週報』四七卷三三。
- (71) 同右、四七卷四号、一九二三年六月一日。
- (72) 同右、四七卷七号、一九二三年六月二二日。
- (73) 同右、四七卷二七号、一九二三年二月一四日。
- (74) 同右、四八卷九号、一九二四年三月八日。
- (75) 同右、四七卷七号。

- (76) 『大阪地方部第廿九臨時會議事録』一九二三年五月二八日。
- (77) 『基督教週報』五一卷一、一九二五年九月四日。
- (78) 吉村大次郎「第十四総会より帰りに」『教会時報』八八号、一九二三年六月一日。
- (79) 「將に開かれんとする第十四総会と臨時京都地方会」。同右、八五号、一九二三年三月一日。
- (80) 『臨時京都地方会決議録』一九二三年三月七日、三―四頁。
- (81) 同右、四頁。
- (82) 『基督教週報』五一卷一。
- (83) 同右、五一卷二〇号、一九二六年一月二九日。
- (84) 同右、四七卷二七号。
- (85) 同右。
- (86) 同右、四九卷一四号、一九二四年二月二二日。一九二三年二月の第二回臨時東京教区会で、元田は教区主教演説で五分の二に減額した教区財力を「六四五円」と報告したが、一年後の一九二四年の第二回教区会ではその額を「六一五円」と言及している。
- (87) 同右、五三卷一二号、一九二六年一月二六日。
- (88) 'Native Bishops for the Japanese Church', *Spirit of Missions*, 1924, January, p.5.
- (89) 'Let Us Rise Up and Build', *Spirit of Missions*, 1924, March, p.148.
- 'Program for Japan Adopted by Council', *op. cit.* pp.151-152.

表1 監督資金局京都支部会計報告

一九〇六 第八京都定期地方会報告(明治三八年一月―明治三九年四月二四日)  
 収入 三九円一八銭 教会講義所一五 大阪市内連合礼拝信施金

支出	三八円七六銭	本部へ送金	三七円六四銭	差引残高	四三銭
一九〇七	第九京都定期地方会報告	明治三十九年四月	明治四〇年三月		
収入	二六七円四二銭三厘	教会講義所一六	教会信徒四	銀行利息	
支出	三円七四銭	差引	一六三円六八銭三厘	本部へ送金	
一九〇九	第一〇京都定期地方会報告	明治四〇年四月一日	明治四一年三月三日		
収入	六四九円五五銭	個人寄金一八口	(五六二円五八銭)		
支出	二円 五銭	差引残金	六四七円五〇銭		
一九一〇	第一〇京都定期地方会報告	明治四一年四月一日	明治四二年三月三日		
収入	九六円二九銭七厘	個人予約寄附金一	教会講義所一七	銀行利息	
支出	三円	差引	九三円二九銭七厘		
一九一〇	第二京都定期地方会報告	明治四二年四月一日	明治四三年三月三日		
収入	二九円八九銭五厘	教会講義所一四	銀行預金利息		
支出	一六銭	差引	二九円七三銭五厘		
一九一二	第二京都定期地方会報告	明治四三年六月一日以後の分			
収入	五六円二〇銭	明治四四年四月二六日			
		本部委員多川幾造氏に渡す			
		第二京都定期地方会報告	明治四四年五月以後の分		
収入	一七円一九銭二厘	寄付	一七円一銭	銀行利息	五八銭五厘
支出	三九銭	差引	一七円二〇銭二厘		
一九一三	第三京都定期地方会報告	明治四五年三月	大正二年三月	一年間	
収入	一四一円六九銭二厘	利息	一円七二銭		
送金	一〇四円二銭五厘	差引	三七円六六銭七厘		
一九一五	第一四京都定期地方会報告		記載なし		
一九一六	第一五京都定期地方会報告	(大正四年一月	大正五年二月)		
収入	五二円五八銭	利息	一円五六銭		

一九一九 第一六京都定期地方会報告 (大正五年四月

大正八年四月) 三年間

収入 一六三円四五銭

信徒及聖職按手式信施金・利息共

一九二二 第一七京都定期地方会報告 (大正八年五月

大正一一年四月) 三年間

収入 一五五円八六銭九厘

信徒・聖職按手式信施金を監督資金局へ寄付

表一 資料

- ・監督資金局京都地方支部会計報告 (第八回京都地方会決議録 明治三十九年四月)。
- ・監督資金局京都支部会計報告 (第九回京都地方会決議録 明治四〇年五月)。
- ・監督資金局京都支部会計報告 (第十回京都地方会決議録 第七表ノ一、明治四二年四月)。
- ・監督資金局京都支部会計報告書 (同右、第七表ノ二)。
- ・監督資金局京都支部会計報告 (第十一定期地方会決議録 明治四三年四月)。
- ・監督資金局支部会計報告 (第十二定期地方会決議録 明治四五年三月)。
- ・京都地方支部委員報告 (第拾参定期京都地方会決議録 大正二年四月)。
- ・監督資金局支部委員報告 (第拾五定期地方会決議録 大正五年四月)。
- ・監督資金局支部委員報告 (第拾六回定期京都地方会決議録 大正八年五月)。
- ・監督資金局支部報告 (第十七回定期京都地方会決議六) 大正一一年五月)。

表2 日本聖公会監督資金局寄附金 地方部比較

	北海道	北東京	南東京
八総会（一九〇五年）	一六六円三七	—	四二五円
九総会（一九〇八年）	一七五円三七	一八〇円一六六	一四九円〇五
一〇総会（一九一一年）	三八五円〇一	二〇二九円二〇	一五〇八円九
一一総会（一九一四年）	四二二円二〇	三二〇四円四八	一八九二円六八
一二総会（一九一七年）	四一九円八九	三二七三円九八	二〇五三円一〇
一三総会（一九二〇年）	四一九円八九	三三九三円一五	二五六四円六〇
一四総会（一九二三年）	四七六円八九	二六〇〇円五一	二八八四円九九

大阪 京都 九州

八総会（一九〇五年）	四五円二七	九五七円六四	—
九総会（一九〇八年）	一〇七〇円九七	一九三〇円七七	五一五円六五
一〇総会（一九一一年）	一三五四円四四	二〇八八円九五	五九二円四八
一一総会（一九一四年）	一五〇二円	二二七四円三二	六〇四円二七
一二総会（一九一七年）	一六二四円二八	二三五五円九三	六三一円九四
一三総会（一九二〇年）	一八〇二円八三	二五七二円九七	六七一元
一四総会（一九二三年）	二〇八一円五六	二七二七円八四	七四三円八六

表2 注

日本聖公会第八一第二総会までの最初の四つの各総会の地方部寄附金額は、一九〇三（明治三六）年からの加算金額。第八総会は一九〇三〜〇五年の金額、第九総会は一九〇三〜〇八年の金額、第一〇総会は一九〇三〜一一年の金額、第一一総会は一九〇三〜一四年の合計金額。また、第二一、第二三、第一四総会議決録は、前総会からの三年間の集積数字のみを記載しているため、それまでの地方部寄附

金額を推算した数字に修正した。したがって、第二総会は一九〇三〜一九一四年、第三総会は一九〇三〜一七年、第一三総会は一九〇三〜二〇年、第一四総会は一九〇三〜二三年の通算金額。錢以下の、厘は略（このため本文中に引用した同額の一円単位の数値が異なる場合がある）。個人寄附金・銀行利子は略。第九総会以後の台湾、第一二総会以後の中部地方部（南東京地方部から分離）、第一三総会以後の東北地方部（北東京地方部から分離）からの寄附金額は略。各総会の合計金額は拙論「日本人監督（主教）自治管轄教区の形成（一）」（『立教学院史研究』七号、二〇一〇年、一二〜一四頁）を参照。

表2 資料

- ・日本聖公会監督資金局会計報告摘要 明治三六年四月〜三八年四月
- ・〔日本聖公会第八総会議決録〕明治三八年五月。
- ・〔日本聖公会監督資金局会計報告書 明治三八年五月〜四一年三月〕
- ・〔日本聖公会第九総会議決録〕明治四一年四月。
- ・監督資金局会計報告 明治四一年四月〜四四年三月（『日本聖公会第十総会議決録』明治四四年四月）。
- ・監督資金局会計報告 明治四四年四月〜大正三年三月（『日本聖公会第十拾壹総会議決録』大正三年四月）。
- ・〔財務局報告監督資金収支決算 大正三年四月〜大正六年三月〕（『日本聖公会第十二総会議決録』大正六年五月）。
- ・〔財務局報告監督資金収納報告〕（『日本聖公会第十三総会議決録』大正九年四月）。
- ・〔財務局報告監督資金収支決算〕（『日本聖公会第十四総会議決録』大正十二年四月）。